

2026年2月27日

商品・サービス

手形・小切手の全面的な電子化に向けた 「当座勘定払戻請求書」の制定について

十六フィナンシャルグループの十六銀行（以下「当行」といいます。）は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応として、下記のとおり「当座勘定払戻請求書」を制定いたします。また、制定に伴い当座勘定規定を一部改定いたしますので併せてお知らせします。

当行は、引き続きお客さまにご満足いただける質の高いサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 当座勘定払戻請求書の制定

制定日：2026年3月16日（月）

仕様：1冊50枚綴り

発行手数料：2,200円（税込み）

※2026年3月2日（月）より発行受付を開始いたします。

2. 当座勘定払戻請求書の制定に伴う改定

改定日：2026年3月16日（月）

<当座勘定規定（一部抜粋）>

下線部変更

改定前	改定後
略	現行どおり
第7条（手形、小切手の支払）	第7条（手形、小切手の支払等）
略	現行どおり
③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	③ 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 <u>A. 届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u> <u>B. 小切手を使用する方法。</u>
<u>（新設）</u>	④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用

改 定 前	改 定 後
<p>第 8 条（手形、小切手用紙） 略</p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第 12 条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第 17 条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて</p>	<p>する場合には、<u>当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p> <p>第 8 条（手形、小切手用紙等） 現行どおり</p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙、<u>払戻請求書の交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>第 12 条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>第 17 条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合</p>

改 定 前	改 定 後
<p>取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>

3. 手形・小切手の全面的な電子化について

当行では、当座勘定からの払出について用途に応じた代替手段として、普通預金決済専用型（※）、e T A X / e L T A X 利用による納税、インターネットバンキングによるお振込などを用意しておりますので、お客さまにおかれましては電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

（※）普通預金決済専用型は、当座預金同様「決済預金」として預金が全額保護されます。詳しくは[こちら](#)をご確認ください。

以 上